

川崎市の地域教育会議は、「子どもがいきいき育つまち そして、おとも楽しく学べるまち」をめざし、地域と学校が連携・協働する組織として設置され、これまでも地域の方の熱意や努力で運営してきました。

一方、国が設置を進めている「地域学校協働本部」の役割を、川崎市では中学校区地域教育会議が担う形で整備を進めており、その1つとして地域の方に「地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）」の委嘱をお願いしています。国は、地域と学校の橋渡し役として「学校運営協議会」へ参画等していただく地域学校協働活動推進員に対して謝金をお渡ししており、川崎市では、地域教育コーディネーターの活動に対して謝金をお渡ししています。

地域教育コーディネーターの皆さまには、これまでの地域教育会議の理念を大事にいただきながら、国が整備を進めている制度についてのご理解とご協力をお願いいたします。

謝金の振込

- ・地域教育コーディネーターの委嘱が完了後、3月末までのコーディネーター謝金予算分を、各中学校区地域教育会議の口座にまとめてお振込みします。なお、年度末に謝金の残余が発生した場合は、委託費とあわせて戻入いただく形となります。

謝金の受け取り

- ・謝金の単価上限は1,480円/1時間（交通費含）となり、各中学校区謝礼金上限の範囲内で謝金を受け取ります。活動した時間や内容を出勤簿に記入していただき、決算時に御提出いただきます。出勤簿はウェブページ上にも掲載していますので、ご活用ください。
- ・地域教育コーディネーターの人数の上限はありませんので、人数や活動に応じて予算上限の範囲内で謝金をお受け取りください。
- ・謝金としての予算は、他の品目に流用することはできません。
- ・謝金を受け取らず、戻入することも可能です。

謝金対象の業務

- ・謝金対象の業務としては、次の内容が該当します。
 - ①学校運営協議会や地域教育会議等で学校との連絡調整や話し合い
 - ②会議（総会、運営委員会やネットワーク会議等）開催の準備
 - ③地域学校協働活動に関わる事業（子ども会議等）のコーディネート（連絡や準備）
 - ④上記①～③に関わる事務局業務（会計等）
 - ＊構成員の一人として参加する会議や活動に関しては対象外です。
 - ＊コーディネーターが地域教育会議の事業で講師をする場合、「講師としての準備等にかかる時間」は謝金の対象外となります。
 - ＊研修会等の参加料は、謝金の対象外となります。
 - ＊研修会（養成講座、代表者会議や交流会等）の参加は、謝金の対象外です。
[地域教育会議の委託費から交通費を支出することはできます]
 - ・学校運営協議会が設置されている学校（コミュニティスクール）で地域教育コーディネーターがその委員の場合、委員としての報酬がありますので地域教育コーディネーターの謝金は受け取ることはできません。
 - ・コミュニティスクール以外の学校（学校教育推進会議）に地域教育コーディネーターが出席される場合は、現在の状況では、先方からの報酬がありませんので、出勤簿に業務内容を記載いただき謝金を受け取ることができます。
- ※謝金対象の業務について不明な点がございましたら、地域教育推進課に問い合わせください。

所得税の申告について

所得税の申告は、基本的には必要となりますが、個人の「その他の収入や申告の状況」や、「コーディネーターの活動状況」によって異なります。

詳しくは個別に税務署にご相談いただく形となりますが、活動形態による所得の種類の考え方や申告義務がないケースについて御紹介しますので、ご参考ください。

●所得の種類

（１）給与所得

年間を通して内容や回数がある程度計画立てられる定期的な活動形態である場合は、「給与」とみなし、所得税法 185 条が適用されます。

ただし、あくまで活動形態から所得税法上の扱いを「給与」とみなすものですので、実際に雇用関係が発生するものではありません。そのため、ご自身で確定申告をしていただく形となります。

（２）雑所得

公的年金等、非営業用貸金の利子、副業に係る所得（原稿料やシェアリングエコノミーに係る所得など）が該当します。年間の定期的な活動ではなく、不定期的に必要に応じて随時行った活動に対する謝礼のようなものが該当します。

●申告義務がないケース（例）

（１）収入から経費や所得控除を差し引いて、所得がゼロの場合

（２）給与収入の金額が 2,000 万円以下、かつ 1 か所から給与等の支払いを受けており、その給与全部について源泉徴収される人で、その他の所得金額が 20 万円以下の場合

（３）給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が 150 万円以下で、その他の所得金額が 20 万円以下の場合

（給与の全部について源泉徴収がされている場合のみ。たとえ 150 万円以下であっても、源泉徴収が未了のパート収入がある場合などは、申告が必要です。）

※【所得税の対象期間】

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に所得があった金額ととなります。地域教育コーディネーターの嘱託期間や地域教育会議の活動期間など異なる場合が多いため、ご注意ください。

地域教育コーディネーター謝金確認表

(2024.4 版)

[地域教育コーディネーター謝金]

①謝金単価上限額：1,480 円／1 時間

②謝金の受け取り：活動した〔時間〕と〔内容〕を出勤簿に記入する

* 謝金としての予算は、他の品目に流用することはできません。

* 謝金を受け取らず、戻入することも可能です。

業務内容	謝金の支払い
①学校との連絡調整や話し合い 〔学校運営協議会や地域教育会議について等〕	○
②会議（総会、運営委員会やネットワーク会議等）開催の準備 〔文書作成・送付等〕	○
③地域学校協働活動に関わる事業（子ども会議等）のコーディネート 〔連絡・準備等〕	○
上記①～③に関わる事務局業務〔会計等〕	○
会議（総会、運営委員会やネットワーク会議等）や事業（子ども会議等）への参加	×
	* 構成員の一人として参加する会議や活動については対象外
研修会（養成講座、交流会や代表者会議等）への参加	×
	* 地域教育会議の委託費から交通費の支給は可
学校運営協議会（コミュニティスクール）への出席	×
	* 学校運営協議会の委員として報償があるので
学校教育推進会議への出席	○
	* 学校運営協議会が設置されるまでの移行措置